

令和3年6月9日

インバイロワンの火災安全性について

インバイロワンシステム株式会社
東京都中央区日本橋人形町3丁目3番3号
CICビル4F

消防法	非危険物
引火点	102°C
燃焼熱量	21.3 kJ/g

参考

インバイロワンは第1類「酸化性固体」、第2類「可燃性固体」、第3類「自然発火性物質及び禁水性物質」、第5類「自己反応性物質」及び第6類「酸化性固体」に該当する物質を含みません。

また、インバイロワンは、40℃の液状確認試験で「液状」に該当し、引火点がタグ密閉式で確認できずかつセタ密閉式で70℃以上であるため、第4類「引火性液体」にも該当しません。よって、消防法では非危険物となります。

また、指定可燃物とは、非危険物であるが、物品の貯蔵及び取扱いに関して法規制がある物をいいます。「危険物の規制に関する政令」において、第1条12で別表4の品名に掲げる物品を指定可燃物としています。政令による「可燃性固体類」は次のいずれかです。

可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20℃を超え40℃以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

イ 引火点が40℃以上100℃未満のもの

ロ 引火点が70℃以上100℃未満のもの

ハ 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が34kJ/g以上であるもの

ニ 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34kJ/g以上であるもので、融点が100℃未満のもの

インバイロワンは引火点が102℃、燃焼熱量が21.3kJ/gのため、どれにも該当しません。以上のことから、指定可燃物ではないと判断します。

ただし、インバイロワンで剥離した塗膜廃棄物は、消防法の「指定可燃物」に該当する可能性がありますので保管届出時に、所轄消防署予防課の判断を仰ぐのが望ましいです。なお指定可燃物は、火災予防条例等の市町村条例で定める物品の貯蔵及び取扱い基準に従う必要があります。

